

南城市プレミアム付商品券事業実施要綱

1. 目的

政府の地方創生交付金を活用し、プレミアム商品券発行事業を実施する事により、地元消費の拡大、地元経済の活性化に資する。

2. 主催

南城市商工会

3. 共催

南城市役所

4. 商品券の内容

- (1) 発行者：南城市商工会
- (2) 名称：なんじょうハートフル商品券（以下、商品券とする）
- (3) 利用期間：平成 27 年 8 月 3 日 ～ 平成 27 年 12 月 31 日（※調整中）

5. 商品券販売

- (1) 販売対象：南城市内に住所を有する者
- (2) 販売期間：平成 27 年 8 月 3 日（月）～ 完売次第終了
- (3) 販売場所：南城市内（※調整中）
- (4) 販売時間：10：00 ～ 15：00（※調整中）
- (5) 販売価格：1 セット「10,000 円」（プレミアム 2,000 円付 計 12,000 円分）
【内訳】「大型店舗・中小店舗共通券」 1,000 円×10 枚（10,000 円分）
「中小店舗専用券」 500 円×4 枚（2,000 円分）
- (6) 店舗区分：①大型店舗 売場面積が 1,000 m²を超える小売店
②中小店舗 売場面積が 1,000 m²以下の小売店及びその他の業種
※宿泊業、サービス業、飲食店および大型商業施設内にある 1,000 m²以下のテナントは中小店舗に分類する。
- (7) 販売限度：一人につき 2 セット（20,000 円分）まで
- (8) 代理購入：同一世帯者の分は、購入可能とする。

6. 利用対象外商品・サービス等

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など）
- (2) 商品券、有価証券、ビール券、図書券等の金券類、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (4) 病院代、保険調剤、冠婚葬祭、産業廃棄物、土業への支払い
- (5) 土地・家屋・車両の購入など資産となるもの
（リフォーム・修理・整備・車検等は使用できます）
- (6) 家賃・地代・月極め駐車場等の不動産に関わる支払い

- (7) 遊戯（パチンコ・麻雀等）に係る支払い
- (8) 商品券の交換または売買
- (9) たばこの購入
- (10) 事業活動に伴う仕入の支払い
- (11) その他、参加店が指定する商品やサービス

7. 取扱店

- (1) 登録資格：南城市内の一般消費者を対象とした店舗で、反社会的勢力との関係をもっていない事業所とする。
- (2) 募集期間：平成 27 年 7 月 1 日から事業期間中は随時受付。
但し、平成 27 年 7 月 15 日までに申請した事業所については、7 月下旬に作成する取扱店一覧表へ掲載を予定しています。
- (3) 登録申請：①取扱店登録希望者は、この「実施要綱」に同意のうえ、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、商品換金時に振込を希望する口座名義の通帳の写しを添付して 南城市商工会 へ郵送、FAX 又は直接提出してください。（※FAX で申し込みを行う場合は、必ず送信確認の電話をお願いします。確認のお電話をもって申請受理とさせていただきます。）
②市内に複数店舗を持つ事業者については、原則各店舗ごとに申請して下さい。
- (4) 登録料：①南城市商工会会員 無料
②南城市商工会非会員 個人 10,000 円・法人 30,000 円
- (5) 宣伝広告：商品券利用者が取扱店と一目で分かるよう必ず「取扱店シール」又は、「取扱店のぼり旗」を掲示する事。
- (6) 提供方法：取扱店は、商品券を利用された場合は、記載されている額面分の商品・サービス等を利用者へ提供する。取扱店は、一度利用された商品券の裏面に利用年月日及び取扱店名を記入する。

8. 換金方法

- (1) 換金期間
平成 27 年 8 月 10 日（月）～ 平成 28 年 1 月 15 日（金）16 時まで
※期限を過ぎると換金できませんので厳守してください
- (2) 受付時間：10：00 ～ 16：00
- (3) 換金窓口：南城市商工会
- (4) 換金方法：①利用済み商品券の裏面に店舗名を記入または、押印（店名ゴム印）してください。（※店名の記載のない商品券は、換金できません。）
②利用済み商品券に所定の「換金依頼書」を添えて換金窓口にご持参ください。
③換金窓口で持参された商品券の枚数及び金額確認を受けたうえ、「換金依頼書（控）」をお受け取りください。
④換金申出日から 10 営業日以内にご指定の金融機関口座へお振込みいたします。
⑤換金時の振込手数料は本会の負担とする。

- (5) その他：①大型店舗は「大型店舗・中小店舗共通券」のみ換金できます。
②中小店舗は「大型店舗・中小店舗共通券」と「中小店舗専用券」の両方とも換金できます。

9. 取扱注意事項

- (1) 一度利用された商品券の再利用は不可とする。
- (2) 釣り銭は出さないものとする。
- (3) 不正行為（偽造、未登録、換金目的等）の疑いのあるときは、直ちに本会へ報告する。
- (4) 商品券が偽造されたものであった場合は、本会は当該商品券の換金を行わない。
- (5) 盗難、紛失、期限切れ、偽造等に対しては、本会は責任を負わない

【お問い合わせ・取扱店登録申請書送付先】

南城市商工会 南城市佐敷字佐敷 43 番地

☎ (098) 947-1283 FAX (098) 947-6559